

6-4 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則

平成10年9月16日

岡機構規程第8号

最終改正 平成15年3月31日

岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則

(趣旨)

第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第3条及び第6条の規定に基づき岡崎国立共同研究機構分子科学研究所の研究教育職員の任期については、この規則の定めるところによる。

(教育研究組織、職及び任期)

第2条 任期を定めて任用する研究教育職員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 任用に際しては、文書により、任用される者の同意を得なければならない。

(周知)

第4条 この規則を定め、又は改正したときは、速やかに周知を図るものとする。

附則

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附則（平成15年岡機構規程第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。ただし、この規則の施行前に公募を行った職について選考が終了し又は選考中の者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

法第4条第1項第1号に掲げる 教育研究組織に該当する組織	該当する職	任 期	再任に関する事項	
			可 否	任 期
分子科学研究所に置かれる研究 系及び研究施設	助手	6年	可	3年